

はるにれの里家族会連絡協議会入院者互助会

■ 保障内容・給付金

会費	拠出金	120,000円	新規加入金 (初回のみ)
	年会費	10,000円	期間 (6月1日～5月31日)
入院の時 (病氣・ケガ)	1日につき (限度50日)	6,000円	付き添いありの場合
	1日につき (限度50日)	1,000円	付き添いなしの場合

ただし、精神疾患で入院した場合は、1日につき 1,000円とする

■目的・・・本人及び家族の負担を軽減する

■診査・・・契約に際しての医師の診査や告知は必要ありません。

■加入者の年齢・・・はるにれの里内の事業所を利用することにより制限はもたない

■会費払込方法・・・年払い(退会した場合、拠出金及び年会費の返却は行わない)

期間は1年間とし払込があった翌月1日から5月31日までとする。次年度更新する場合は5月1日から5月31日までの払込みとする(特殊な事情にある場合のみ支払猶予1ヶ月認める)。払込がなかった場合は、払込があった年度の5月31日をもって退会とする。

■保障(責任)の開始

新規の申込書を受理し互助会がその申込みを承諾した場合は、会費の払込みを受けた翌日から保障(責任)を開始する。

■給付金支払事由

種類	お支払事由
①入院給付金	負傷又は疾病

本人名義の指定口座への送金となります。

1泊以上の入院を対象とし入院した初日から起算して最高50日を限度として支給します。

入院が1ヶ月を超える場合は当月分を翌月10日までに、1ヶ月に満たないものについては、退院後、申請書を受理日から20日以内に支払います。但し、1ヶ月を超える場合でも、退院後全日数分を一括申請することができます。

同一年度内において同一の疾患で入院した場合、入院期間を合算し50日を限度とする。

②死亡弔慰金 10,000円